

フランスにおける違憲審査制度改革

曾我部 真裕

比較憲法学研究

第 25 号抜刷

平成 25 年 10 月 8 日発行

フランスにおける違憲審査制度改革

曾我部 真 裕

1. 2008年7月憲法改正とQPCの導入

(1) はじめに

今回の学会のテーマは「憲法改革と国家の再生」という難解なものであるが、本稿は、フランスで2008年7月23日、違憲審査制度改革を含む大規模な憲法改正が行われたことを受けて、同国の違憲審査制度を通して上記テーマに多少なりとも寄与することを目的とする。

より具体的には、従来の制度のもとにおける違憲審査の意義と限界を分析したのち、2008年7月の憲法改正によるフランスの違憲審査制度改革につき検討を行う。そして、それを通じて間接的に、憲法裁判所の機能条件やその役割について改めて光を当てることを試みる。

さて、まずは2008年憲法改正の概要について触れることが便宜だと思われるので、簡単に紹介したい⁽¹⁾。前大統領であるN.サルコジが大統領に当選したのは2007年であるが、その時の大統領選挙では憲法改正の問題が一つの争点となっていた。サルコジ大統領は当選直後からE.バラデュール元首相や有識者からなる諮問委員会（委員長の名をとってバラデュール委員会と通称される。）を設置して改正の提案を受け、2008年7月に上下両院合同会議で改正法案が成立した。

この時の改正法案は47か条に及び、現行憲法の改正としては最大規模のものであるが、その内容は3つの柱からなっている。すなわち、執行権の統制の強化、議会権限の強化、市民に対する新しい権利の付与である。今回取り上げる違憲審査制度改革は、この3つ目の柱に含まれる。今述べたように、今回の改正は大規模なものではあるが、その内容は、全体としてみればそれほど斬新なものではない。実際、これらの改正内容の大部分は、ミッテラン左派政権

の時代であった 1990 年及び 1993 年に試みられたものの失敗に終わった憲法改正構想に大きく示唆を受けたものであり、違憲審査制度の改革についても、すでに同様の改革が提案されていた⁽²⁾。サルコジ右派政権は、こうした構想を基本的には引き継いで実現したというわけである。

この憲法改正の背景については、次のようなことが言えるであろう。すなわち、現行憲法である 1958 年制定の第五共和制憲法は、第三共和政、第四共和政における議会主権のもとでの内閣の不安定さなどからくる国家的危機への対処の失敗の反省を踏まえて、伝統的な西欧の憲法伝統から大きく外れる執行権優位の構造をとった。こうした憲法の下で、フランスは 1950 年代末から 60 年代初頭にかけての危機を乗り切ったが、その後の第五共和制憲法の運用は、議会の権限の尊重や憲法院の判例変更による基本権の保護など、他の西側諸国の標準的な憲法運用に近いものに回帰していった。しかし、憲法構造そのものは危機憲法のままであり、この点の齟齬を解消する憲法改正が必要であるという考え方が徐々に広まっていった。前述のように、基本的な改正内容についてはすでに左派と右派の間でおおむねコンセンサスができており、今回の改正が実現したのは、ようやく機が熟したということであろう。

次に、違憲審査制度の改革の概要を示す。

(2) 2008 年 7 月憲法改正による事後審査制度の導入

2008 年 7 月憲法改正による違憲審査制度の改革は、従来の事前審査制度に加えて、事後審査制度を導入したことにある⁽³⁾。すなわち、周知の通り、違憲審査機関である憲法院は従来、法律の違憲審査については両議院による法案の可決ののち、大統領による審署までの間のみ審査が可能であった。また、憲法院への付託権者も、大統領、首相、各議院の議長、60 名の下院議員または同数の上院議員に限られていた（憲法 61 条 2 項。この点については 2008 年 7 月改正による変更はない）。

これに対して、2008 年に導入された合憲性優先問題手続（question prioritaire de constitutionnalité [以下、「QPC 手続」という。]）は、要するにドイツでいう具体的規範統制の手続であり、従来の事前審査と並ぶものとして、新たに設

けられたものである（新設の憲法 61 条の 1）。関連法⁽⁴⁾の整備に時間がかかったこともあり、実際に QPC 手続が開始されたのは 2010 年 3 月からであって、これまで 3 年半ほどの実績があるということになる。

QPC 手続は具体的規範統制の手続であるため、具体的事件が係属している司法あるいは行政裁判所において、当該事件で適用される法律規定が憲法の保障する権利又は自由を侵害して違憲であるとの主張がなされた場合に、憲法院への移送が行われることになる。ただ、ドイツと違うのは、まず、スクリーニングが二重であることである。すなわち、QPC 手続においては、違憲主張がなされた事件が係属する裁判所は、まず、自らの系列の最高裁判所（破毀院又はコンセイユ・デタ）に移送を行い、この最高裁判所が憲法院への移送を行うかどうかを判断することになる⁽⁵⁾。

また、ドイツでは事件が係属している裁判所が違憲であると思料する場合に限り憲法裁判所への移送が行われることになっている（基本法 100 条 1 項）が、QPC 手続においては、実体面については、違憲の主張が「重要性がないとはいえない」と判断すれば移送が行われることになる⁽⁶⁾。そのため、憲法院に移送された場合でも、後述のように、全面的な合憲判断が相当割合を占めているのが実情である。

さらに、QPC 手続は、明確に基本権の保障のための制度として設計されている。すなわち、具体的事件の中で法律の規定の違憲主張を行うことができるのは、当該規定が「憲法の保障する権利または自由」を侵害する場合に限られており（憲法 61 条の 1 第 1 項）、憲法の客観法規定違反については対象外である⁽⁷⁾。

なお、QPC 手続そのものに関するわけではないが、2008 年 7 月の憲法改正により、憲法院裁判官を含む大統領の人事権行使の手続についても改革がなされた。すなわち、上下両院の関係委員会の反対票の合計が両委員会の投票数の 5 分の 3 に達するときは、任命を行うことができないこととされた（憲法 13 条 5 項）。

（3）本稿の問題意識

以上が QPC 手続の概要であるが、後に見るように、施行から 3 年余りたって

多数の判決が出され、基本的には成功しているとの評価が主流である。例えば、後に紹介する下院の報告書は、QPC 手続施行 3 年を機に施行状況を調査したものであるが、その序文の中で、「法的革命」という語はしばしば乱発されるが、ここ数十年來の改革のうち、QPC 手続の導入は真にその名に値するものであるなどとしている⁽⁸⁾。

しかし他方で、学説においては、憲法院の人権保障機能に対してなお懐疑的な視線を向けるものも有力である。特に、最近のフランス憲法学界において有力な潮流となっている「政治法 (droit politique)」学派⁽⁹⁾のオンライン雑誌ユス・ポリティクム (Jus Politicum) 誌⁽¹⁰⁾が 2012 年 3 月、「公的自由の守護者としての憲法院？」と題する特集を組んだことが注目される。

この特集はその時期からして、QPC 手続導入後の憲法院をも視野に入れているが、それだけではなく、それ以前からの憲法院の人権保障機能の実効性を問い直すものである。

すなわち、1971 年 7 月 16 日の結社の自由判決 (n° 71-44 DC) によって、「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ」⁽¹¹⁾が遂げられ、さらに、1974 年の憲法改正による付託権者の拡大により、その動きは一層強化された。そのような中、フランス憲法学においては、憲法院の性格論争が持ち上がり、憲法院は政治的機関か裁判機関（これは人権保障機関であることとほぼ同義で用いられた。）かが議論され、後者が多数説になったとされる⁽¹²⁾。

しかし、ユス・ポリティクム誌の上記特集の導入論文を連名で執筆した O. ボーと P. ワクスマンは、違憲審査制改革に対する賛辞は憲法院の公的自由の番人たる能力に対する信頼が前提となるどころ、この信頼は、憲法院の構成や構成員の意思、判例内容・展開によって得られるが、それらの検証はなされておらず、あたかも自明のこゝろのように語られているという⁽¹³⁾。そして、この特集のもととなったシンポジウムの企画者である上記両名は、憲法院がその公的自由の番人としての任務の遂行ぶりに対する相当ないらだちを共有している⁽¹⁴⁾とまで述べている。

このような指摘を踏まえ、本稿では、まずは従來の事前審査制度の下における憲法院の機能について検証する。検証の枠組みとしては、違憲審査制の機能

条件に関するアメリカでの議論を踏まえて取りまとめられた見平典の分析枠組みを参照する。見平の議論はこの種のものとしては最も体系だったものであり、フランスの憲法裁判の分析にあたっては最も参照に値すると考えられるからである。その際、憲法院の評議の様様について新たな資料が公開され、上記の特集号でそれに基づいた研究が公表されていることに留意する。その上で、QPC導入によってもたらされた進展とその限界を論じ、最後に、2013年になって提案された新たな改革案に関する展望を行うとともに、比較憲法裁判所論における憲法院の素材としての意義について一言することとしたい。

2. 事前審査制の下における憲法院

(1) 分析の枠組み

前述のように、本稿ではまず、先に見たポーとワクスマンの問題提起を受けて、憲法院の人権保障機関としての実効性について考えてみたい。そのためのアプローチとして、個別の判決あるいは判例傾向を検討するということが考えられる。

先に言及したポーとワクスマンの論考は、人権保障機能に関して憲法院の消極性を批判するものであるが、こうした批判が彼らだけのものではないことを強調している。すなわち、1971年の結社の自由判決は確かに成果であったが、その後10年を経ずして、D. ロシャクが憲法院の人権保障機能に疑問を呈し⁽¹⁵⁾、さらに、J. リヴェロが、「治安と自由」法判決（1981年1月19・20日判決 [n°80-127 DC]）について、「蚊を捕らえてラクダを行かせる（Filtrer le moustique et laisser passer le chameau）」という格言を用いて、憲法院が軽微な違憲性には厳格である反面、重大な違憲性を不問に付したことを批判していた⁽¹⁶⁾ことに言及していた⁽¹⁷⁾。

また、V. シャンペイユ＝デプラによれば、憲法院は結社の自由判決以降、自らの正統性獲得のため「自由の保護者」としてのイメージ確立に努力し、R. バダンテール院長時代（1986年－1995年）に黄金時代を迎えたが、その後、基本権の侵害を理由とする違憲判決よりも、立法手続の不備や消極的無権限を理由とした違憲判決が目立つようになり、また、新たな基本権を「創設」する

ことも少なくなったとされ、論者はこのことを「技術者」への後退であるとしてその臆病さを批判している⁽¹⁸⁾。

他方で、憲法院を自由や人権の保護者と見る考え方は一般にはかなり確立しているのも確かであり、憲法院が人権保障機能を十分に果たしているかどうかを、個別の判決あるいは判例傾向の評価を通じて判断することには、結局は論者の立場次第であるという限界がつきまとう。

そこで、本稿では、より構造的な観点からのアプローチとして、見平典の研究を参照しつつ、憲法院が人権保障機関として、違憲審査の機能条件をどの程度満たしているのかをごく簡単に検討したい。見平は、博士論文をもとにした2012年の著書『違憲審査制をめぐるポリティクス』⁽¹⁹⁾において、アメリカ連邦最高裁判所を素材とし、司法政治学的アプローチからこの問題について検討を行い、違憲審査制の機能条件の分析枠組みを提示している。

本報告では、これを憲法院に即して検討してみたい。ただし、こうした観点からのフランス憲法院に関する実証的な情報が全く不十分であるため、本稿での検討は不完全なものにとどまる。この点の補充は他日を期したい。

さて、見平は、「違憲審査制が機能するためには、裁判所が制度の運用を支える規範的・政治的・実務的資源を十分に保有していることが不可欠の条件であるといえよう。また、制度運用者である裁判官及び補佐スタッフが、いかなる法的・政治的価値観、特にいかなる司法哲学を有しているかという点も、違憲審査制が機能していくうえで重要な要因といえる。」とした上で、特に前者の規範的・政治的・実務的資源の重要性を強調する⁽²⁰⁾。

この3つの資源のうち、規範的資源には、実定法・法理論・役割規範・権威などがあり、具体的には、①積極的な違憲審査の根拠となりうる制定法・先例・法理論がどの程度の厚みを持って存在しているか、②積極的な違憲審査を正当化するような裁判所の役割規範が、国民にどの程度浸透しているか、③裁判官及び裁判手続がどの程度の正当性を有しているか、④裁判所がどの程度の権威を有しているか、といった点が重要であるという⁽²¹⁾。

次に、政治的資源とは、具体的には、判決の政治的・社会的受容を促進するとともに裁判所を各種の敵対的な行動から防衛することを期待しうる有力な

政治勢力がどの程度継続的に存在しているか、といった点を意味する⁽²²⁾。アメリカについて言えば、見平は、一般の見方とは異なり、歴代の政権が、裁判所の積極的な違憲審査を促進するような政策をとっていたことを強調し、こうしたやり方を「司法積極主義の政治的構築」と呼んでいる⁽²³⁾。

最後に、実務的資源とは、裁判官の保有する時間と情報の量である⁽²⁴⁾。アメリカ連邦最高裁の場合、サーシオレイライ制度のもと、裁判所が取り扱う事件を厳選することができ、また、アマカス・キュリエ制度やロー・クラーク制度などによって裁判所が様々な立法・司法事実、法理論に関する情報を取得することができる。

(2) 憲法院による違憲審査の機能条件

① 規範的資源

さて、こうした枠組みに照らした場合、フランス憲法院はどのように理解されるだろうか。

規範的資源との関係については、まず、フランス革命期以来の「裁判官統治 (gouvernement des juges)」への不信を強調する憲法伝統に言及せざるを得ない。戦後に至っても長らく事前審査という限定的な方法でしか違憲審査を制度化せず、ようやく2008年に至って具体的規範統制手続を導入したにとどまっている背景には、こうした憲法伝統が少なからず作用したと思われる。

こうした憲法伝統は、かつては違憲審査制そのものを否定する理由として機能してきたが、第五共和制憲法による憲法院の創設、1971年の結社の自由判決、1974年憲法改正による付託権者拡大といった展開と並行して、フランスにおいても「法治国家 (État de droit)」論が有力化していくに及び、変化が見られたことは間違いない。しかし、現在でもなお、違憲審査の行使の場面において司法積極主義への桎梏となっていること⁽²⁵⁾は、後述の通り、当の元憲法院裁判官の発言からも伺われるところである。

実際、1971年の結社の自由判決以降の憲法院の実際の振る舞いが、具体的な判断において裁判官統治との非難を浴びるような事態は少なかった。

憲法院の振る舞いはむしろ、与野党の調停者といった表現で評価されること

が多かったといえる。特に、1974年の憲法改正によって事実上、野党に付託権が認められてからは、憲法院は「議会多数派と野党との間に生じる対立を調停するための機関に変身した。政治勢力は二極化しているから野党議員は国会の審議で破れざるをえないが、そこでの失地を憲法院へ訴え出ること回復する可能性を手に入れる」として、「国会審議の第2ラウンドとしての憲法院」と称されるような事態が生じた。また、L.ファヴォールーは、憲法院はこうした調停作用を通じて、第五共和政下で前例のなかった左右の政権交代が円滑に進むことに貢献したという見方を示していた⁽²⁶⁾。

次に、憲法院及び憲法院裁判官の正統性あるいは権威についてである。憲法院は1958年の第五共和制憲法によって創設された機関である上、人権保障機能との関係で言えば、1971年以来の更に短い歴史しか有しておらず、コンセイユ・デタや破毀院といった200年以上の歴史を誇る裁判所に比して権威において劣ることは明らかであった。こうした状況のもと、憲法院は人権の保護者としての自己イメージを強調し、一定の成功を収めてきた。この点で、「憲法院の歴史はその正統性構築の歴史であった。」という指摘⁽²⁷⁾はもっともである。

また、裁判官の正統性については、樋口陽一とファヴォールーとの議論が興味深い。ファヴォールーは、もともと「政治的機関により政治的モチーフにもとづいて」選任されたという憲法院裁判官の政治的な正統性を強調していたが、樋口の質問を受けて、憲法院での法学教授職経験者の役割が大きいことをも指摘した。樋口はそれに同意して、著名な憲法学者であるG. ヴェデルが「憲法院の声価を高めるのに決定的に重要な役割を演じ続けたこと(1980-1989)」を想起させている⁽²⁸⁾。とはいえ、法学教授出身の憲法院裁判官の割合は僅かであり、樋口の言うようないわば専門知に基づく正統性ということを一般的に語りうるのかどうかについてはさらに検討が必要であると思われる。

他方で、憲法院裁判官の構成は、任命による者が9名いるほか、大統領経験者は当然に裁判官となる(憲法56条2項)。そして、任命の資格要件としては、特段の法律知識や資格は要求されていない。実際の任命状況を見ると、法学の学位や弁護士等の資格を有する者が多数であるが、同時に、こうした学位・資格を取得後、政治家(大臣・国会議員)となった者や、政治任用ポストを務め

た官僚が大部分でもあり、その意味での政治性ないし党派性は顕著であるように思われる⁽²⁹⁾。評議そのものにおいては党派性は顕著ではないという指摘もある⁽³⁰⁾ものの、一般には、こうした憲法院裁判官の構成については批判も強く、特に、大統領経験者が当然の構成員となる点については、後述のように改革が具体的に予定されている。

裁判手続については、事前審査制のもとでのそれは、かなり不備があったと言わざるをえない。かつて盛んだった憲法院の性格論議においても、手続の不備が裁判機能性を否定する重要な論拠となっていたところである。実際、事前審査においては対審構造がとられておらず、口頭弁論も行われず、秘密裏の書面審理により、しかも付託から1か月以内（憲法61条3項〔なお、同条但書により、緊急時には8日間以内〕）という短時間で判断されることとされていた⁽³¹⁾。なお、後述のように、QPC手続においてはこの点は相当改善されている。

最後に、「積極的な違憲審査の根拠となりうる制定法・先例・法理論」に関連しては、不利な事情として、いわゆる憲法ブロックの抱える構造問題⁽³²⁾や、違憲審査制の歴史の浅さ故の蓄積の乏しさといった点をあげることができる。蓄積ということ言えば、従来の事前審査のみでは、違憲審査の件数も限られていることも不利な事情であろう⁽³³⁾。

他方で、こうした点を克服するため、あるいは否応なく、憲法院は他の裁判所の判例に依拠してきたことも見逃せない⁽³⁴⁾。すなわち、憲法院はコンセイユ・デタの判例を「絶対的敬讓」⁽³⁵⁾といわれる程に重視してきた。また、近年では、ヨーロッパ人権裁判所の判例⁽³⁶⁾や、ヨーロッパの他国の憲法裁判所の判例の影響を受けてきた⁽³⁷⁾。

② 政治的資源

本稿では政治的資源について詳細に検討する用意はなく、ごく雑駁な見通しを2点述べるに留め、他日を期したい。

第1点は、アメリカのACLU（アメリカ自由人権協会）やNAACP（全米有色人種地位向上協会）などとは到底比較できる規模ではないにしても、日本と比較すれば、フランスの人権団体の活動はそれなりに活発であり、見平のいう

「サポート・ストラクチャー」になりうる存在であると思われる。もちろん、事前審査制のもとにおいては自ら憲法院への付託を行うことはできなかったが、付託された法律について意見書を提出することは事実上認められていた⁽³⁸⁾ため、アミカス・キュリエに類似した機能を果たし、これまでも一定の影響を与えていた可能性がありうる。

第2点は、アメリカと同様、政治指導者による「司法積極主義の政治的構築」がフランスでも見られるかという点である。司法積極主義の政治的構築の類型として見平は、政策定着、政策実現、決定回避の3つを挙げている。このうち、前者は将来の政権委譲後を展望した裁判官人事が中心であり、フランスでも裁判官任命権者が自己に近い立場の者を任命することは当然一般的であるが、終身制のアメリカとは異なり任期が9年と限られているために、政権委譲後の政策定着というほどのものではないだろう。

ただ、1974年憲法改正による付託権者の拡大については、「司法積極主義の政治的構築」の観点から説明できるかもしれない。すなわち、その際の憲法改正法案はジスカール・デスタン大統領提出に係るものであるが、大統領がこうした提案をした背景として、1972年に社会党、共産党、急進党左派3党による共同政府綱領が採択され、左翼による政権獲得の可能性が高まっていたという状況のもと、違憲審査制の強化によって、将来の左派政権を拘束しようという意図があったことが指摘されている⁽³⁹⁾。

司法積極主義の政治的構築の類型のうち、政策実現、決定回避に関しては、フランスでは通常の場合、大統領・首相・議会多数派が同一の政治勢力に属しており、かつ、議会審議は政府の統制下にあり、さらに、従来の制度では違憲審査は法案成立直後に限って行われるのであるから、大統領や首相の意に反する法案が審査対象となるケースは例外的であると思われる。また、アメリカとは異なりフランスは単一国家であるため、大統領の意に反する州法を違憲審査制によって排除する必要にも乏しい⁽⁴⁰⁾。したがって、(コアビタシオン期ではない)通常の場合には、「司法積極主義の政治的構築」を積極的に行う誘因に乏しいのではないか。

これに対して、コアビタシオン期においては大統領が内政に対する影響力を

大幅に低下させるため、「司法積極主義の政治的構築」を図る誘因が存在するように思われる。もっとも、コアピタシオン期においても、大統領自ら憲法院に付託を行った例はないとのことである⁽⁴¹⁾。

③ 実務的資源

最後の実務的資源であるが、憲法院の実務的資源はかなり限られたものであるということができよう。QPC 手続が施行される前、2009 年の憲法院の職員は事務職員や運転手等も含めて 52 名であり⁽⁴²⁾、ヨーロッパの他の憲法裁判所と比較しても小規模である。

とりわけ、日本の最高裁調査官やアメリカのロー・クラークのように、事案に関連して専門的な法的調査検討を行う補佐スタッフは、行政裁判所や司法裁判所の裁判官、あるいは上院または下院の法制スタッフ出身の出向者であり、かつ、その人員も 3 名程度であるといわれる。これに加えて博士論文執筆中のインターンが数名いるとされる⁽⁴³⁾が、充実しているとは到底言えないだろう。後述のように、QPC 手続の導入によって憲法院の負担は増加したが、事務職員も含めて人員の増加は 1 割程度であったとされる。

また、憲法上、憲法院が付託を受けてから判決を行うまでの期間が定められているが、その期間は、事前審査手続で 1 か月（憲法 61 条 3 項）であって極めて短期間である。ちなみに、ドイツ連邦憲法裁判所の場合、具体的規範統制の移送決定を受理してから判断がなされるまで 4、5 年かかる例もあり、また、韓国憲法裁判所は事件を受理してから 180 日以内に行わなければならないことになっているが、事実上無視されているということである⁽⁴⁴⁾。

審理に必要な情報収集について、対審構造がとられていないこともあり、法令には証拠収集手続の規定はない。事件ごとに指名されて報告者として調査に当たる裁判官 1 名が、任意の方法で情報を収集することになる⁽⁴⁵⁾。また、前述のとおり、何人も意見書を提出することは事実上認められており、これは実務的資源の観点からは有益だったと思われる。とはいえ、前述のように 1 か月という極めて短期間に、補佐スタッフが乏しい中で抽象的審査のための情報収集を行う必要があるのであり、十分な情報収集が可能かどうかについてはやはり疑問がある。

④ 裁判官等の価値観

この点についてはまず、憲法院裁判官が、「裁判官統治」との批判を浴びることに非常に敏感であるという E. ルメールの指摘が重要だろう⁽⁴⁶⁾。すなわち、ルメールは、「憲法院の舞台裏で」と題する論考で、「憲法院構成員は憲法上保障された権利や自由の守護者の役割をどのように理解してきたのか」という副題の通り、歴代の憲法院裁判官の演説や回想⁽⁴⁷⁾、さらには近年になって公開制度が整備されアクセス可能となった憲法院の文書（評議の記録も含む）⁽⁴⁸⁾などを利用して、憲法院裁判官の考え方を分析している。

この論考によれば、裁判官統治への警戒はどの憲法裁判所にも見られるが、法律主権と裁判官不信の伝統を持つ国では更に大きい。また、このことは、事前審査という審査の方式にも関連している。すなわち、法案可決をめぐる政治的対立があり、世論の注目度も高いうちに違憲審査が行われる⁽⁴⁹⁾。このことが裁判官統治という批判を招くリスクを高めていることが意識されている。また、憲法院裁判官の間には、憲法院は若く、脆弱な機関であるという認識があり、「悪い判決が憲法院の評判を毀損し、長年の努力を無にするのではないかとの強迫観念」が指摘されている。こうした認識は、憲法院創設から50年以上経った段階でも表明されている⁽⁵⁰⁾。

こうした状況のもと、憲法院は、議会を始めとする他の機関の怒りを買わないようにしたいという意向から、判決起案における非常な慎重さによって特徴づけられる自己抑制の方針を実践しているとされる⁽⁵¹⁾。

さらにルメールは、バダンテール元院長の「新たに選出された議会多数派と正面衝突しない」こととしていたという発言を引き、現に、1979年から2009年までの間、憲法院の全判決のうち合憲判決の割合は53.49%であったところ、この割合は、選挙後一定の時期についてはほとんど常にそれよりも高いという統計を示し、選挙サイクルと憲法院の判断との関連性を指摘している⁽⁵²⁾。もっとも、高いといってもほとんどの場合せいぜい3ポイント程度の違いであり、こうした傾向は必ずしも顕著ではないとも言えそうである。

また、ルメールは、元憲法院裁判官の発言として、憲法院はあまりにも連続して違憲判決を行うことには躊躇するというものや、議会において幅広いコン

センサスを得て成立した法案を違憲とすることには消極的になるというものがあったことを述べている⁽⁵³⁾。

さらにルメールは、そもそも、憲法院裁判官の多くは、違憲審査や憲法院の権限の拡大に相当程度批判的であるとして、元憲法院裁判官 D. シュナペールの「法文に由来する限界や憲法院の出自の重みのほかに、多くの裁判官が憲法院という独特の機関に対して有している消極的ないし批判的な基本的立場を考慮することなしには、憲法院が自らの権限を限定するような一連の判決を出していることの意味は完全には理解できないだろう。」⁽⁵⁴⁾という言葉を用いている⁽⁵⁵⁾。

確かに、事前審査制においては、審査対象となるのは時の多数派が支持する法律であるから、多数派に属する任命権者としては、司法積極主義者を裁判官に任命する誘因は小さくなるだろう。

⑤ 小括

以上、簡単な検討にとどまったが、その限りでは、規範的資源、政治的資源、実務的資源、さらには裁判官の価値観のいずれにおいても、憲法院が積極的に違憲審査を行うことを支持するような要因は見いだせなかったと結論することが許されよう。

次に、こうした状況が2008年7月の憲法改正によるQPC手続の導入によって変化したのかどうかを検討する。

3. QPC手続の運用状況、評価—憲法院の憲法裁判所化とその限界

(1) 下院の報告書から

冒頭に述べたように、2008年7月23日の憲法改正によってドイツの具体的な規範統制に類似したQPC手続が、従来の事前審査制に加えて規定され、具体的な手続を定める法律の制定を経て、2010年3月から施行されている。その概要は前述(1(2))の通りである。

ここでは、QPC手続の施行3周年を期して作成された下院の報告書⁽⁵⁶⁾によりながら、QPC手続の運用状況や評価、課題を見る。

まず、統計的な概観である。制度発足から3年間で、破毀院及びコンセイユ・デタからの移送は314件、移送の拒否は1206件であり、QPC 手続による判決は255件であったが、これは1959年以降の事前審査手続による判決総数の39%にあたり⁽⁵⁷⁾、また、この間に従来の事前審査手続による判決は61件であることを考えると、QPC 制度により違憲審査の光景は一変したといえることができる。判断内容については、QPC 判決のうち、全部または一部違憲判決の割合は27%であり、解釈留保が付されたのが13%であった⁽⁵⁸⁾。事件の係属している裁判所と破毀院またはコンセイユ・デタとの2段階のスクリーニングを経ている割には違憲判決の割合が低いようにも思われるが、これは前述のように、移送の基準が「違憲の疑い」といったものではなく、問題の重要性が基準とされていることによると思われる。

報告書では、QPC 手続は全体として成功していると評価されている。すなわち、「訴訟の当事者は国の最高法規を取り戻した。これは法治国家にとっての進歩であり、これまで政治的機関のイニシアティブによる争訟のみによって特徴づけられてきたフランスの憲法裁判が、ヨーロッパ基準に近づいた。また、これは民主政にとっても進歩であって、憲法が市民の手に取り戻されようとしている。」⁽⁵⁹⁾とされ、また、「QPC は憲法院の正統性の強力な源泉であるように思われる。」⁽⁶⁰⁾などとされている。

他方、弁護士強制や訴訟費用の負担の点など個別的な点ではいくつかの改善提案がなされている⁽⁶¹⁾が、ここでは省略し、むしろより大きな方向性を示している部分に注目したい。

すなわち、報告書は、「憲法院を真の憲法裁判所に」という項目を設け、さらなる改革にむけて議論を開始すべきであると主張している。そこでは、報告書提出の直前に元大統領を当然の憲法院構成員とする旨の規定を廃止する憲法改正法案が提出されたことを受け、それは第一歩であるが、最小限のものであってさらに先に進むことが必要であるとする⁽⁶²⁾。

具体的には、まず、現行の9名という裁判官数では不十分であって12名に増員すべきこととされている。増員分の3名は首相が任命すべきこととされており、大統領と首相で各3名計6名、上下両院議長各3名計6名で、執行府と

立法府の均衡が確保されるという。

次に、裁判官の資格要件、任命手続について、2008年7月の憲法改正によって大統領の重要人事について議会の関与が認められ、各議院の法律委員会の5分の3の反対があれば阻止できることとされた（憲法13条5項）が、それでは実効性がないため、各議院の法律委員会の同意を要するとすべきであるとされた。また、現行制度においては法律の素養を有することが資格要件とされていないが、これを必要とすべきであるとされた。さらに、男女が均衡をもって代表されることを要するとされる。

また、審理に関しては、ヨーロッパ諸国の憲法裁判所に学ぶことがあるとして、2つの小法廷を設けること、憲法で対審の原則を明文化すること、個別意見制を導入すること、を提案している。

報告書は、これらの改革によって、憲法院は真の憲法裁判所になるだろうとしている。

（2）2013年の改革案

2013年には憲法院に関する憲法改正法案が2本提出された。

まず、前述のように2013年3月、元大統領を当然かつ終身の憲法院裁判官とする憲法56条2項の廃止を含む憲法改正案が、政府提出法案として議会に提出された⁽⁶³⁾。この法案は、2012年の大統領選挙で勝利を収めたF.オランド大統領の公約に基づく4本の憲法改正法案のうちの1つであった。

元大統領を当然の憲法院裁判官とする憲法56条2項の規定に対しては、つとに多くの批判があり、この批判は上述の下院の報告書でも当然のこととして支持されていたところである。今回の憲法改正案全体に関してはなおコンセンサス調達が遅れているようであるが、遅かれ早かれ実現されるものと見込まれる。

他方、より抜本的なものとして注目されるのは、2013年5月、上記の下院報告書を受けた憲法改正案が与党である社会党の議員団によって提出されたことである⁽⁶⁴⁾。この法案においてもっともシンボリックなのは、「憲法院」という名称に代えて「憲法裁判所（Cour constitutionnelle）」という名称を用いよう

とする点である。

具体案については、上述の下院報告書の提案と基本的には同様である。すなわち、①憲法院裁判官の数を12名に増員し、増員分3名は首相に任命権を付与すること、②卓越した法律の素養を要することとし、男女の均衡の要請も含めて、上下両院の関係委員会の5分の3の賛成による承認を要すること、③2つの小法廷を設置すること、④個別意見制を導入すること、といった内容である。

まさに、ドイツやイタリア、スペインの憲法裁判所に肩を並べるような存在にしたいという意思が伺われるが、先に指摘したような機能条件の観点からは、2008年7月の憲法改正及びその後の改革提案によって、どれほどの変化が見込まれるのだろうか。こうした2013年の改革案の行方は、本稿執筆時点ではなお不透明であり、今後の成り行きが注目される。

(3) 機能条件の観点から

① QPC 手続導入による改善点

先に提示した枠組みの観点からは、QPC手続の導入によって変化した点は確かに見られるが、それは手続面が中心であり、それも抜本的な変化は見受けられない。

まず、アミカス・キュリエに類似した、政府機関や利害関係者が意見書を出す手続が制度化された⁽⁶⁵⁾。

また、憲法院でも口頭弁論が行われることとなった。ただし、単に憲法上の主張を述べ合うにとどまり、事実の証拠調べを行うことは想定されていないようである。もちろん、憲法院は政府に照会するなどして立法事実に関する資料を入手することもあり、実際に立法事実の変化を理由としてかつての合憲判決を変更して違憲判決を行ったこともある⁽⁶⁶⁾。ただ、通常の裁判手続で用いられるような証人尋問、鑑定等々の証拠調べ手続の規定は見当たらない。

② 課題

課題については、これまでの記述から明らかどころもあろうかと思われる。

ここでは、抽象的審査の困難性ということを指摘しておきたい。

付随的審査においては、当事者双方の主張やさらには外部の意見によって提供された情報をもとに、具体的事実を照らした経験的な判断を行うことにより、立ち入った憲法判断が可能となるとされる。日本では、最高裁がこうした判断ではなく、法令をむしろ一般的抽象的に審査する傾向（「客観的審査」⁽⁶⁷⁾）にあることが指摘され、それが消極主義の要因あるいは結果そのものであると、つとに批判されてきたところである。

アメリカでも文面審査によって一刀両断に違憲判断を行う選択肢があるが、これはアメリカの伝統からは本来異例の方法であり、ある意味で積極主義の到達点であって、本稿で依拠した枠組みの観点からは、相当の資源を要する手法であろう。これに対して、具体的事実を照らした経験的判断による積極主義は、そこまでの資源を要さないものであり、アメリカの司法伝統に即したものであろう⁽⁶⁸⁾。

これに対して、QPC 手続では、憲法問題は具体的な訴訟において当事者から提起されるわけであるが、QPC 手続として憲法院に付託されてしまえば、問題の条文が憲法規範に適合するかしないかを抽象的に審査することになる。しかしながら、当該条文が適用される事例は多様であるわけであるから、このような抽象的審査においてはこうした適用場面のすべてを想定して判断を行うことはできない。もちろん、明らかに違憲の適用事例が想定できる場合であれば、部分違憲ないし解釈留保、さらには全面違憲の判断を行うことができるが、必ずしもそのようなものばかりではないだろう。また、先に、QPC 手続における情報収集手段が十分でないことを指摘したが、情報が不十分のままに架空の適用場面を想定して違憲判決を行うことが実際には困難であることは十分予想できるところであって、結局こうした構造は広汎な立法裁量の承認につながる可能性があるであろう。

これを克服して実質的な審査を行おうとする場合、強力な一般理論を構築し、それに依拠するという方法も考えられる。ドイツ連邦憲法裁判所はこうしたアプローチをとっているのではないかと推測されるが、こうしたアプローチをとる場合には、法学者や連邦憲法裁判所自体の権威が極めて高いドイツ特有の

事情も含め、それに応じた資源が必要となり、フランスやその他の国々で同様のアプローチが可能であるのかは予断を許さないところである。また、ドイツの場合には、案件数の上では、具体的規範統制や抽象的規範統制はごく一部であり、圧倒的多数は憲法異議事件であることから、こうした具体的な事件の判断において形成された法理が抽象的審査にも生かされている可能性も考えられる。この点も今後の比較法研究において検証すべき論点だろう。

なお、イタリアの憲法裁判所は、憲法異議の権限は認められておらず、具体的規範統制や連邦制に関する憲法事件の権限を有するのみである点でドイツとは異なる一方で、「裁判官の職業的な背景に関して、「法学教授の占める比率が非常に高く、『教授裁判所』と呼ばれる」という紹介がなされることがある。」という⁽⁶⁹⁾。裁判官の職業的背景としては、大学教授(憲法学専攻とは限らない。)が約半数を占めるとされ、こうした大学教授の優位ではドイツとやや類似する。こうした観点からの比較検討も興味深いと思われるが、もちろんここでは立ち入ることができない。

仮に、十分な実質的審査ができずに合憲判決がなされた場合、いちど条文の合憲判断をしてしまえば、それが法的な効力をもって確定するのであり、想定外の適用事例について違憲判断を行うことができなくなる。これに対して日本では、法律の全面的な合憲判決の意味するところについて、これは当該条文のすべての適用事例について合憲となる趣旨ではなく、将来別の適用事例において違憲判断がなされることがあり得るとというのが通説であることとは異なる。

4. おわりに

以上、フランスの違憲審査制度について、その機能条件の観点から簡単な検討を行ってきたが、それを踏まえてさしあたり次の2点を指摘して本稿を閉じることにしたい。

まず、率直な感想として、QPC 手続を含めた憲法院による違憲審査は、十分に機能するための条件を充たしているかどうかについては心許ない点があるように思われる。こうした状況に至った原因の一端は、上述のように、憲法院は、議会の権限を枠づけるという文脈において、憲法上の機関間の憲法上の権限

配分を保護することを本来の任務としていたという点にあるかもしれない（歴史的な経路依存性）。すなわち、議会と執行府の憲法上の権限争いは日常的に生じるものではなく、また、必ずしも詳細な事実調査を前提とするわけでもないだろう。また、例えばある事項が法律事項か否かというのは抽象的に審査しうるであろう。

したがって、その本来の任務との関係では、憲法院の有するもろもろの資源の状況や抽象的審査という方式は、必ずしも不合理というわけではないかもしれず、また、違憲審査機関として不合理だというわけでもないかもしれない。ただ、それが結社の自由判決や提訴権者の拡大、QPC 手続の導入という変化を経て、基本権保障のための裁判所としての性格が強調されるようになった今日においてなお適合的かどうかには、これまで見たように疑問もないわけではなく、当初想定された任務と今日の主たる任務との間の齟齬を解消するための、さらなる改革が必要になる可能性もあり、現に改革法案が提出されているところである。

なお、憲法院は、QPC 手続においても、実体論ではなく、権限配分の観点から違憲判断を行うことがあり、特色の一つといえなくもない。例えば、本稿筆者が最近解説を担当したある判決においては、法律上、所管の大臣がインターネットのドメイン名を管理・割当てを行う民間法人を指定し、その法人が実際のドメイン名の管理を行うこととされていた。しかし、法律レベルの規定では、その法人が当該業務において遵守すべき基本原則（例えば著作権の保護への配慮など。）を十分に規定していないことが、立法者が規律すべき事項を十分に規律していないといういわゆる「消極的無権限」であるとして違憲判決を行った⁽⁷⁰⁾。

さらに、別の判決では、法律の実体的内容についての憲法判断が求められていたにもかかわらず、憲法院自らが職権で、立法府の消極的無権限の問題に組み替えた上で違憲判断を行っている⁽⁷¹⁾。このような論点の組み換えの理由については明確な説明がないが、ある論者は、前述のような、権限配分の問題を取り扱うのが憲法院の本来の任務であるという点に理由の一端を求めている⁽⁷²⁾。もちろん、権限配分の問題として処理されるケースは、絶対数としては一部で

あるが、付随的違憲審査制の想定するような違憲審査のあり方からすれば、憲法院の有する政治的・実務的資源が乏しい中での一つの工夫であるようにも思われる。

次に、日本法への示唆ということ言えば、改めて事前審査制の統治機構における機能に注目すべきではないかと思われる。すなわち、フランスの事前審査制は、上下両院で法案が可決されたのち、大統領の審署を得るまでの間に行われるという独特のものである。比較憲法裁判所論の観点からは、こうしたあり方は憲法裁判所のメリットとデメリットを顕著に示すものであると言え、憲法院については、人権保障機関という見地よりも、統治機構論の見地からの検討を深めることに意義があると思われる。

この点、今関源成は、従前より「憲法院の存在の根拠は第五共和制の政治システムの構造——議会少数派の制度上の弱さ、議会多数派の権力の強大さを抑制する必要——の中にあるのであって、抽象的な法治国家（憲法の支配）イデオロギーの中にあるのではないこと、したがって、憲法院の正統性を法治国家の完成（人権保障の貫徹）ということの説明するには幾分の欺瞞が伴わざるをえないこと」を指摘していた⁽⁷³⁾。

本稿では、この分析に賛意を示すとともに、「政治過程の合理化のための憲法裁判所」⁽⁷⁴⁾という視角の重要性を指摘しておきたい。

註：

- (1) 詳細については、辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』（有信堂、2010年）第2章、南野森「フランス——2008年7月23日の憲法改正について」辻村みよ子・長谷部恭男編『憲法理論の再創造』（日本評論社、2011年）241頁、拙稿「フランスの2008年憲法改正の経緯」法学教室338号（2008年）4頁、同「2008年7月の憲法改正」日仏法学25号（2009年）181頁などを参照されたい。
- (2) 詳細については、今関源成「挫折した憲法院改革」奥平康弘編『現代憲法の諸相（高柳信一先生古希記念論集）』（専修大学出版会、1992年）363頁、辻村みよ子「ミッテラン時代の憲法構想」日仏法学19号（1993年）24頁などを参照されたい。
- (3) 詳細については、今関源成「フランス憲法院への事後審査制導入」早稲田法学85巻33号（2010年）21頁以下、池田晴奈「フランス憲法院の事後審査制に関する憲法61条の1の創設」同志社法学62巻3号（2010年）207頁以下、南野森ほか「QPC

判決の展開」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013年）300頁以下、辻村・前掲書144頁以下などを参照されたい。

- (4) 具体的には、憲法61条の1の適用に関する2009年12月10日憲法附属法律（組織法律）第2009-1523号を指し、同法は憲法院に関する1958年11月7日オールドナンスを改正するものである。なお、上記2009年法の日本語訳として、池田晴奈「市民の提訴に基づく初のフランス憲法院判決」同志社法学62巻4号（2010年）469頁以下、辻村・前掲書150頁以下がある。
- (5) 移送に関するコンセイユ・デタの決定の傾向を分析した論考として、辻信幸「フランス第五共和制憲法61-1条施行法律とその実施状況」釧路公立大学紀要社会科学研究23号（2011年）89頁以下。
- (6) より正確には、コンセイユ・デタまたは破毀院への移送の要件は以下の通りである（改正後の1958年11月7日オールドナンス23条の2）。
 - ① 異議を申し立てられた法律の規定が、当該訴訟に適用されるか、提訴理由を構成すること。
 - ② 事情の変更がある時を除いて、異議を申し立てられた規定が、以前に憲法院判決の理由及び本文において合憲判断を受けていないこと。
 - ③ 問題が重要性を欠いていないこと。
- (7) 例えば、憲法院2010年6月18日判決（n°2010-5 QPC）は、1789年権利宣言14条（「すべての市民は、自身であるいは代表者を通じて、公的分担金の必要性を確認し、それに自由に同意し、その使途を見守り、かつ、その分担割合、標準、徴収及び存続期間につき決定する権利を有する。」）について、「憲法61条の1のQPCに基づく裁判所の審理で主張できる権利又は自由を設定するものではない」とした。
- (8) J.-J. Urvoas, *Rapport d'information sur la question prioritaire de constitutionnalité*, Assemblée Nationale, n°842, 2013, p. 5.
- (9) この学派の紹介として参照、塚本俊之「『政治法百科事典』立ち上げに寄せて」法律時報84巻5号（2012年）142頁以下。また、*Jus Politicum* 誌掲載論文の翻訳選集として、山元一・只野雅人編訳『フランス憲政学の動向』（慶応義塾大学出版会、2013年）。
- (10) <http://www.juspoliticum.com/-La-revue-.html> ただし、一部の号については冊子体も存在し、本稿で言及するオンライン版の7号は、冊子体では4号に対応するようである（ただし、内容の異同については未確認）。
- (11) 山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ——結社の自由判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）141頁。同判決の意義についての分析についても、同論文及びそこで挙げられた参考文献を参照されたい。
- (12) この論争の性格についての議論も含め参照、今田浩之「フランス憲法院の性格論の性格」阪大法学41巻4号（1992年）425頁以下。もっとも、今日ではこの論争は過去のものとも評されている（D. Rousseau, *Droit du contentieux constitutionnel*, 9^e éd., 2010, Montchrestien, p. 81）。
- (13) O. Beaud et P. Wachsmann, *Ouverture, Jus Politicum*, n°7, 2012, p. 1.
- (14) Beaud et Wachsmann, *op. cit.*, p. 5.

- (15) D. Lochak, *Le Conseil constitutionnel protecteur des libertés?*, *Pouvoirs*, n°13, 1991, p. 41.
- (16) J. Rivero, *Fittre le moustique et laisser passer le chameau?*, *AJDA*, 1981, p. 275.
- (17) Beaud et Wachsmann, *op. cit.*, p. 2.
- (18) V. Champeil-Desplats, *Le Conseil constitutionnel, protecteur des libertés ou cerbère de la production législative?*, V. Champeil-Desplats et N. Ferré (sous la direction de), *Frontières du droit, critique des droits : billets d'humeur en l'honneur de Danièle Lochak*, 2007, LGDJ, p. 251.
- (19) 見平典『違憲審査制をめぐるポリティクス』(成文堂, 2012年)。
- (20) 見平・前掲書 175頁。
- (21) 見平・前掲書 44-45頁。
- (22) 見平・前掲書 47頁。
- (23) 見平・前掲書 53頁以下。
- (24) 見平・前掲書 48頁。
- (25) 程度は別として, こうした構図自体は, 特にフランス固有のものではないといえる。フランスにおける「裁判官統治」概念の歴史的展開を追跡し, 今日においては特殊フランス的なものとしてこの観念を捉えるべきではないとするものとして, 辻信幸「裁判官統治論に関する歴史的考察」北大法学論集 52 卷 1 号 (2001 年) 317 頁以下。
- (26) L. ファヴォール「憲法訴訟における政策決定問題——フランス」日仏法学会(編)『日本とフランスの裁判観』(有斐閣, 1991年) 249頁。
- (27) Champeil-Desplats, *op. cit.*, p. 252.
- (28) 樋口陽一「人権の保障から裁判的保障へ——『遅れてやって来たフランス』からの比較違憲審査制論への発信」ジュリスト 937 号 (1989 年) 18-19 頁。
- (29) D. Rousseau, *Droit du contentieux constitutionnel*, 9^e éd., 2010, Montcherstien, p. 59. 近年でも, 大統領選挙で特定候補への支持を表明する構成員(ジスカールデスタン)や, 欧州憲法条約レファレンダムのために休職したシモーヌ・ヴェイユの例がある。
- (30) E. Lemaire, *Dans les coulisses du Conseil constitutionnel : comment le rôle de gardien des droits et libertés constitutionnellement garanties est-il conçu par les membres de l'institution?*, *Jus Politicum*, n°7, 2012, p. 28.
- (31) ただし, 事実上様々な手当がなされている点について, Rousseau, *op. cit.*, pp. 85-87.
- (32) 簡単には, 辻村・前掲書 143 頁。
- (33) この点, 多くの憲法裁判所は抽象的な独立審査(ドイツでいう抽象的規範統制)だけでなく, 抽象的ではあっても付随的な審査(具体的規範統制)や, 具体的な審査(憲法異議)という形で多数の事件を扱っており, 先例の蓄積という点では憲法院よりもはるかに有利である。
- (34) V. Goesel-Le Bihan, *Contentieux constitutionnel*, 2010, Ellipses, p. 148.
- (35) Lemaire, *op. cit.*, p. 12.
- (36) 最近の状況紹介として, 建石真公子「人権保障におけるフランス憲法院とヨーロッパ人権裁判所」比較法研究 73 号 (2012 年) 181 頁以下。

- (37) その一例として、比例原則がある。かつての憲法院は比例原則を少なくとも明示的には採用していないとされていた(フェヴォルー・前掲論文 278 頁)が、現在では比例原則を正面から採用している。これはヨーロッパ人権裁判所やドイツ連邦憲法裁判所の影響であるとされる。なお、小島慎司「比例原則——フランスの場合」上智法学論集 56 巻 2・3 号(2012 年) 71 頁以下も参照。
- (38) G. Drago, *Contentieux constitutionnel français*, 3^e éd., 2011, PUF, p. 369.
- (39) 樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』(創文社, 1977 年) 109 頁。
- (40) フランスにおいて、近年、地方分権の進展にともなって地方法律 (*loi du pays*) というカテゴリーが創設され、立法秩序の一元性は崩れているが、ニューカレドニア等の海外領土に関するものであって全体的に見た重要性は小さい。むしろフランスの場合、立法秩序の多元性は EU との関係で語ることができるが、EU の立法の抑制を目的に憲法院の強化を図ることは考えにくいように思われる。
- (41) 理由の分析も含め、Rousseau, *op. cit.*, p. 184.
- (42) J. Launay, *Rapport sur le projet de loi de finances pour 2010*, Assemblée Nationale, n° 1967, 2009, p. 100.
- (43) Drago, *op. cit.*, p. 193.
- (44) 畑尻剛・工藤達朗(編)『ドイツの憲法裁判(第 2 版)』(中央大学出版部, 2013 年) 393 頁注 230。
- (45) Drago, *op. cit.*, p. 362.
- (46) Lemaire, *op. cit.*, p. 18.
- (47) 特に、2001 年から 2010 年まで憲法院裁判官であった D. シュナペールの回想録(D. Schnapper, *Une sociologue au Conseil constitutionnel*, 2010, Gallimard) が頻繁に参照されている。
- (48) 憲法院の文書に関する 2008 年 7 月 15 日憲法附属法律(組織法律)第 2008 - 695 号により、憲法院の活動から生じる文書は、25 年経過後公開されることとされた。それを受けて、2009 年には、憲法院が創設された 1958 年から 1983 年までの間の重要評議を収めた B. Mathieu et al., *Les grandes délibérations du Conseil constitutionnel 1958-1983*, 2009, Dalloz が刊行された。
- (49) Lemaire, *op. cit.*, p. 19.
- (50) Lemaire, *op. cit.*, pp. 21-22.
- (51) Lemaire, *op. cit.*, p. 20.
- (52) Lemaire, *op. cit.*, p. 22.
- (53) Lemaire, *op. cit.*, p. 24.
- (54) Schnapper, *op. cit.*, pp. 200-201.
- (55) Lemaire, *op. cit.*, p. 37.
- (56) Urvoas, *op. cit.*
- (57) Urvoas, *op. cit.*, p. 9.
- (58) Urvoas, *op. cit.*, p. 18.
- (59) Urvoas, *op. cit.*, p. 14.
- (60) Urvoas, *op. cit.*, p. 18.
- (61) Urvoas, *op. cit.*, p. 60 et s.

- (62) Urvoas, *op. cit.*, p. 65 et s.
- (63) *Projet de loi constitutionnelle relatif aux incompatibilités applicables à l'exercice de fonctions gouvernementales et à la composition du Conseil constitutionnel*, Assemblée Nationale, n°814, 2013.
- (64) *Proposition de loi constitutionnelle tendant à réformer le Conseil constitutionnel*, Assemblée Nationale, n°1044, 2013.
- (65) 「インターネットサイトで示された憲法院への移送日から3週間以内に、特別の利益を有する者が合憲性の優先問題に関する審理に参加する陳述書を送付した場合、憲法院は、すべての手続上の書類をその者に対して送付し、またその者の陳述書を当事者及び第1条に掲げる機関〔大統領、首相、国民議会及び元老院の議長〕に送付する決定を行う。当事者及び第1条に掲げる機関は、この陳述書に対応するための期間が与えられる。緊急を要する場合、憲法院長がこの決定を行う。」(合憲性の優先問題のために憲法院で取られる手続に関する内部規則〔憲法院2010年2月4日決定〕6条2項)
- (66) 2010年7月30日判決(2010-14/22 QPC)では、警察留置に関する情報を首相に照会し、立法事実の変化を理由に警察留置に関する規定の合憲判決を変更して違憲判断を行った。
- (67) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂, 2011年)655頁。
- (68) 土井真一「司法審査制の理論的基層」法学教室240号(2000年)59頁。
- (69) 田近肇「イタリア憲法裁判所の制度と運用」岡山大学法学会雑誌62巻4号(2013年)11頁。
- (70) 憲法院2010年10月6日判決(n°2010-45 QPC)。参照、フランス憲法判例研究会(編)『フランスの憲法判例Ⅱ』(信山社, 2013年)368頁以下(曾我部執筆)。
- (71) 憲法院2010年9月22日判決(n°2010-33 QPC)。参照、フランス憲法判例研究会(編)・前掲書356頁以下(小島慎司執筆)。
- (72) フランス憲法判例研究会(編)・前掲書358-359頁(小島慎司執筆)。
- (73) 今関源成「最近の憲法院をめぐる論議」法の科学16号(1988年)180頁。
- (74) この点についてフランスを素材にしたものとしては、蛭原健介の一連の研究が先駆的である。蛭原健介「法律による憲法の具体化と合憲性審査——フランスにおける憲法院と政治部門の相互作用(1)~(4・完)」立命館法学252号294頁以下、253号533頁以下、254号(以上1997年)751頁以下、255号(1998年)1083頁以下、同「憲法院判例における合憲解釈と政治部門の対応——憲法院と政治部門の相互作用の視点から(1)(2)」立命館法学269号142頁以下、270号(1998年)585頁以下など参照。また、佐々木雅寿『対話的違憲審査の理論』(三省堂, 2013年)も参照。

(付記) 本稿はJSPS科研費(24530023)、稲盛財団研究助成の成果である。

La Réforme de la Justice Constitutionnelle en France

Masahiro Sogabe

Sommaire

1. La révision constitutionnelle en juillet 2008 et l'introduction de la QPC.
2. Le Conseil constitutionnel sous le régime du contrôle *a priori*.
3. Le bilan de 3 ans de la QPC : vers une Cour constitutionnelle?
4. Conclusion.